

第28期 定時株主総会招集ご通知

【開催日時】

2025年 6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

【開催場所】

札幌証券取引所 2階 大会議室
札幌市中央区南一条西五丁目14番地1

【決議事項】

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

株式会社エコミック

証券コード 3802
2025年6月6日

株 主 各 位

札幌市中央区大通西八丁目1-1
大 通 あ お ば ビ ル
株 式 会 社 エ コ ミ ッ ク
代表取締役社長 熊 谷 浩 二

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ecomic.jp/ir>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IR資料」の「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エコミック」又は「コード」に当社証券コード「3802」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.net-vote.com/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権の行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区南一条西五丁目14番地1
札幌証券取引所 2階 大会議室
（後記の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第28期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日は、電子提供措置事項を印刷した書面の交付は行いません。必要な株主様は、各ウェブサイトより電子提供措置事項を印刷していただき、ご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ・事業報告の「主要な事業所」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「株式の状況」「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

### ~~~~~ 会社説明会開催のご案内

当社における事業活動をより一層ご理解いただくとともに、株主の皆様と交流をさせていただきたく、当社第28期定時株主総会終了後、会社説明会を開催することといたしました。

是非ご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔 議決権行使ウェブサイトアドレス 〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2025年6月24日（火曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

〔 パソコンをご利用の方 〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔 スマートフォンをご利用の方 〕

議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。）

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

- （1）書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- （2）インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

### 4. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- （1）議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- （2）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- （3）パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

### 5. ご留意事項

- （1）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- （2）株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
- （3）議決権行使ウェブサイトは、携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の特

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第28期の期末配当をいたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は61,010,820円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了になります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふり<br>氏<br>（ 生 年 月 日 ）<br><br>がな<br>名                                                                                                                           | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当<br>（ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ）                                                                                                                                                                                              | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | くま がい こう じ<br>熊 谷 浩 二<br>（ 1 9 7 1 年 4 月 1 0 日 生 ）                                                                                                              | 1995年4月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）入行<br>2004年2月 当社入社 管理部長<br>当社 取締役管理部長<br>2004年6月 当社 代表取締役社長（現任）<br>2013年5月 栄光信息技術（青島）有限公司 董事長（現任）<br>2022年8月 株式会社ビズライト・テクノロジー 代表取締役会長（現任）<br>2025年2月 栄光未来信息技術（上海）有限公司 董事長（現任）                                     | 189,800株          |
|            | （取締役候補者とした理由）<br>当社の代表取締役社長及びグループ子会社の役員として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力及び当社の属する業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                 |                   |
| 2          | あら や つとむ<br>荒 谷 努<br>（ 1 9 7 4 年 2 月 1 日 生 ）                                                                                                                    | 1996年4月 セントラル自動車株式会社（現トヨタ自動車東日本株式会社）入社<br>2001年11月 京セラタイコム株式会社（現京セラ株式会社）入社<br>2004年4月 当社入社<br>2012年4月 当社 執行役員管理部長<br>2013年5月 栄光信息技術（青島）有限公司 董事（現任）<br>2013年6月 当社 取締役管理部長<br>2020年6月 当社 取締役管理部長、システム企画室管掌（現任）<br>2025年2月 栄光未来信息技術（上海）有限公司 監事（現任） | 30,300株           |
|            | （取締役候補者とした理由）<br>当社の管理部門の責任者として、経営及び経理財務の豊富な経験と幅広い見識を有し、長年当社の取締役を務めております。企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。                                   |                                                                                                                                                                                                                                                 |                   |

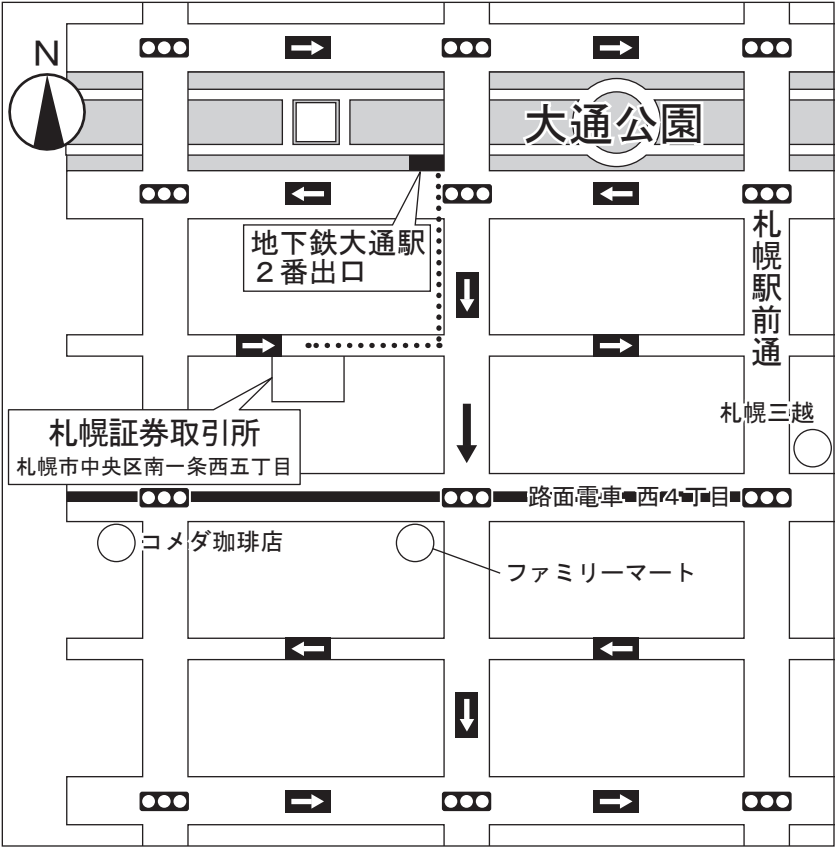
| 候補者<br>番 号 | ふり<br>氏<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                         | がな<br>名<br>( 重 要 な 兼 職 の 地 位 、 担 当 状 況 )                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | たけだとものり<br>武田朋宜<br>( 1985年12月24日生 )                                                                                            | 2009年4月 当社入社<br>2020年4月 当社 オペレーション部長<br>2020年6月 栄光信息技术（青島）有限公司 董事（現任）<br>2024年6月 当社 取締役オペレーション部長、セットアップ部長、品質管理部長<br>2025年2月 栄光未来信息技术（上海）有限公司 董事（現任）<br>2025年4月 当社 取締役セットアップ部長、品質管理部長、オペレーション部管掌（現任）                                             | 12,700株           |
|            | (取締役候補者とした理由)<br>当社のBPO事業における豊富な経験と幅広い実績に加え、組織運営においても強いリーダーシップを発揮してまいりました。その豊富な経験と高い知見を取締役として経営に活かすことができると考え、引き続き取締役候補者となりました。 |                                                                                                                                                                                                                                                 |                   |
| 4          | にしだみつし<br>西田光志<br>( 1951年9月29日生 )                                                                                              | 1977年4月 株式会社東洋情報システム（現TIS株式会社）入社<br>2001年6月 同社 取締役<br>2008年4月 クオリカ株式会社 代表取締役社長<br>2013年4月 TIS株式会社 代表取締役副社長<br>2018年9月 株式会社W&Bay consulting 代表取締役（現任）<br>2020年6月 当社 社外取締役（現任）<br>2020年9月 株式会社ジィ・シィ企画 社外取締役（現任）<br>2024年6月 株式会社デジタルガレージ 社外取締役（現任） | —                 |
|            | (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>これまで培ってきた他社での会社経営の経験及び豊富な業務経験と知識を、社外取締役として当社の事業運営に反映していただくことを期待して、引き続き社外取締役として適任と判断いたしました。      |                                                                                                                                                                                                                                                 |                   |

- （注）
1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
  2. 西田光志氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 西田光志氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
  4. 当社は、西田光志氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
  5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害などの場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
  6. 当社は、西田光志氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区南一条西五丁目14番地 1  
札幌証券取引所 2階 大会議室



## [交通機関]

地下鉄「大通」駅から…2番出口より徒歩約1分

# 事業報告

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している状況にありました。先行きについては雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されております。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れなどを通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、わが国経済の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動などの影響に十分注意する必要がある状況となっております。

当業界におきましては、人手不足感が高い水準で推移していることや、定期給与及び給与総額の増加など雇用・所得環境が変化する中で、企業の効率化、省力化への動向が続き、事業再構築やBCP（事業継続計画）の手段としてのアウトソーシングニーズは引き続き高い状況でありましたが、その分競争環境も激化しております。

そこで当社グループは、経営方針にある「お客様への価値あるサービスの提供」として、顧客企業に対しバックヤード業務に係る人材、時間等の経営資源をより価値の高い本来業務へ転換していただくことによるコストの削減、顧客企業の生産性向上の観点から、BPaaS（企業が特定の業務プロセスを外部の企業にアウトソーシングし、クラウドサービスを活用して業務効率化を図るサービス）の提案を行い、あらゆる企業から管理部門のルーティンワークを無くすべく、「バックヤード業務のソリューションプロバイダー」として付加価値の高いサービスの提供を行ってまいりました。また、新規顧客の創出のためのWEBマーケティング施策への投資や、エコミックブランドステートメントとして定めた「信用と品質に基づくプロ集団が、ソリューションを提供する」という方針のもと、社員一人ひとりがプロとして顧客企業へのソリューションを提案してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績については、売上高は2,121,744千円（前連結会計年度比1.6%減）、営業利益は46,811千円（前連結会計年度比72.8%減）、経常利益は61,719千円（前連結会計年度比66.4%減）となりました。加えて、2025年2月18日に発表した櫻智而望企業管理咨询（上海）有限公司（2025年4月栄光未来信息技术（上海）有限公司へ社名変更）の株式取得に伴って発生した負ののれん発生益を特別利益として計上し、税金等調整前当期純利益72,230千円（前連結会計年度比60.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は43,215千円（前連結会計年度比66.1%減）となりました。

なお、当社グループは、BP0事業とソフトウェア・ハードウェア開発事業を展開しておりますが、BP0事業を主要な事業としており、ソフトウェア・ハードウェア開発事業については量的な重要性が乏しくなったため、その他事業として記載しております。

各セグメントの業績は以下のとおりであります。

(BP0事業)

BP0事業の売上高については、新規顧客獲得に向けた施策を積極的に実施し、給与計算BP0においては増加、年末調整BP0においては前年同水準となった結果、BP0事業全体では前連結会計年度に比べ2.8%の増加となりました。具体的には、給与計算BP0においては、サービス比較サイトへの出稿などのWEBマーケティング施策や既存顧客からのご紹介などにより、お問い合わせ件数、受注件数ともに増加し、導入関連売上は増加いたしました。業務の稼働開始までの立ち上げに期間を要する顧客が複数あり、月次の給与計算業務にかかる累計売上はわずかな増加となりました。また、年末調整BP0についても、ランディングページを作成するなどをしてブランディングを強化しておりますが、前連結会計年度とほぼ同水準での推移となりました。以上の結果、BP0事業の売上高は2,110,595千円（前連結会計年度比2.8%増）となりました。

営業利益については、給与計算BP0の足元の受注は好調ではありますが、前述のマーケティング投資に加えて、業務体制強化のための投資を行ったことにより、前連結会計年度に比べ下回る結果となりました。具体的には、当社においては人材確保に向けた賃上げを実施し、正社員の月例給与を平均約6%、パートタイム社員の時給を平均約7%引き上げ、さらに今後の業容拡大に向け一部部門を新規オフィスに移転し増床を実施いたしました。また、オフショア拠点である中国山東省青島市の子会社栄光信息技术（青島）有限公司においても、人員体制を強化し、業務フロアの増床を実施いたしました。これらの投資により、広告宣伝費、人件費、移転費用、賃料などが増加し、売上原価、販売費及び一般管理費を大きく引き上げることとなり、営業利益は76,377千円（前連結会計年度比60.7%減）となりました。

(その他事業)

その他事業においては、株式会社bizライト・テクノロジーの主力事業としてソフトウェア開発等を行っております。当連結会計年度については、当社のサービス強化のためのソフトウェア開発に集中させたため、外部顧客への売上高が減少いたしました。その結果、その他事業の売上高は113,976千円（前連結会計年度比27.3%減）、営業利益は13,583千円（前連結会計年度は営業損失6,468千円）となりました。

[事業セグメント別売上高]

(単位：千円)

| 区 分               | 前 期<br>(2023年4月1日から<br>2024年3月31日まで) | 当 期<br>(2024年4月1日から<br>2025年3月31日まで) | 前 連 結 会 計 年 度 比 |
|-------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------|
| B P 0 事 業         | 2,052,428                            | 2,110,595                            | 2.8%            |
| そ の 他 事 業         | 156,705                              | 113,976                              | △27.3%          |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | △53,021                              | △102,827                             | —               |
| 合 計               | 2,156,112                            | 2,121,744                            | △1.6%           |

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は125,721千円で、その主なものは次のとおりであります。

| 事業部門     | 設備投資の主な内容      |
|----------|----------------|
| B P O 事業 | 給与計算システムのライセンス |
|          | 年末調整システムの改修    |

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達は行っておりません。

④ 重要な企業再編等の状況

他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年2月19日付でエイチアールワン株式会社の保有する櫻智而望企業管理咨询（上海）有限公司に対する出資持分のすべてを譲受け、同社を連結子会社としました。その後、同社の商号を栄光未来信息技术（上海）有限公司に変更しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分                      | 第25期<br>(2022年3月期) | 第26期<br>(2023年3月期) | 第27期<br>(2024年3月期) | 第28期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年3月期) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高<br>(千円)             | 1,755,879          | 2,216,238          | 2,156,112          | 2,121,744                       |
| 経常利益<br>(千円)            | 187,295            | 220,248            | 183,718            | 61,719                          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>(千円) | 113,281            | 170,290            | 127,395            | 43,215                          |
| 1株当たり当期純利益<br>(円)       | 29.89              | 44.71              | 32.93              | 9.21                            |
| 総資産<br>(千円)             | 1,346,622          | 1,717,589          | 2,110,571          | 1,969,671                       |
| 純資産<br>(千円)             | 1,143,160          | 1,299,489          | 1,819,530          | 1,801,074                       |
| 1株当たり純資産<br>(円)         | 301.03             | 340.58             | 387.70             | 383.77                          |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名            | 資 本 金    | 出 資 比 率 | 事 業 内 容         |
|------------------|----------|---------|-----------------|
| 栄光信息技术（青島）有限公司   | 2,000千元  | 100%    | BPO事業等          |
| 株式会社ビズライト・テクノロジー | 10,000千円 | 100%    | ソフトウェア開発事業等     |
| 栄光未来信息技术（上海）有限公司 | 2,041千元  | 100%    | 人事管理サービスの提供・保守等 |

（注）2025年2月19日に栄光未来信息技术（上海）有限公司の出資持分を100%取得し、同社を連結子会社といたしました。

### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、デフレ脱却を確かなものとするため、持続的な賃上げや活発な投資がけん引する成長型経済へ変革が期待されるものの、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れなどを通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、わが国経済の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動などの影響に十分注意する必要がある状況となっております。

企業は人手不足が継続する中で、限られた人材での業務体制の構築及び生産性の向上を図り、コア業務に人材を投資しつつも管理部門の機能を止めることなく企業を存続させる必要があります。加えて、企業が人的資本経営を推進し中長期的な企業価値向上につなげる経営に取り組む中で、管理部門は新たな管理体制を構築する必要があります。

このような環境のもと、企業の講ずる合理化策、リスク回避策の一つがアウトソーシングであると思われます。アウトソーシングを活用することにより、管理部門の合理化と同時に管理部門が本来行うべき業務への集中を図ることが可能となります。また、近年の生成A Iなどのテクノロジーの急速な発展を背景に既存の業務フローやオペレーション体制の見直しの必要性が年々高まっており、DXを通じた働き方の変革やBCP（事業継続計画）対策の手段として、今後もアウトソーシングのニーズはますます高まっていくものと考えております。

このような企業のニーズに対し、当社グループは以下の課題に取り組んでいく必要があると考えております。

#### ① 業務のスピードアップ、成果物の量産

当社グループが行っているBPO事業は、主に顧客企業の状況に合わせて事務処理等を代行することにあります。また、個々の顧客企業の課題に対しスピード感をもって対応していくことが求められます。今後も社会環境の急速な変化に対応すべく、より効率を高め生産性の高い業務遂行の仕組みを構築していく必要があると考えております。

② 業務品質の向上及び情報管理体制の強化

当社グループが行っている事業では、業務成果物の正確性は、顧客企業が当社グループに業務を発注する際の前提条件と考えております。また、多くの企業は個人情報漏洩対策を重要な課題として認識していることから、当社グループでは顧客企業の信頼確保のために、品質向上の仕組み・体制及び情報管理体制を引き続き強化してまいりたいと考えております。

③ 優秀な人材の確保及び育成

昨今のテレワークの導入等による働き方の変革やBCP（事業継続計画）対策の手段として、アウトソーシングを活用する企業が増えております。そのため業務を受け入れる側のアウトソーサーは、業務量の増加に対応できる優秀な人材を確保する必要があります。当社グループでは、国籍・年齢・性別を問わずに優秀な人材の確保・育成に努める必要があると考えております。

④ 災害等に関わるリスクの分散

今後、企業の災害や感染症等リスク回避の手段としてアウトソーシングのニーズが高まることが予想されます。当社グループでは企業のそのようなニーズに応えるため、事務センターを複数拠点設けるなど災害や感染症等に備えてリスクの分散を行っておりますが、今後も更なるリスク対策を強化していく必要があると考えております。

⑤ 営業体制の強化

今後、サービス需要の高まりに合わせて、競合他社の需要取り込みに向けた動きが一層激しさを増すとみられます。特に給与計算アウトソーシングにおきましては、数千人から1万人規模の大企業は多くの競合他社がメインターゲットに据えており、グループ会社を含めた業務集約化として導入提案を行う競合他社も増えていることから、受注獲得に向けて競争激化は避けられない状況にあります。そのような中、当社グループでは営業体制の強化や日本国外のマーケットの開拓に取り組んでいく必要があると考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

| 事業区分   | 事業内容                |
|--------|---------------------|
| BPO事業  | 給与計算受託業務、その他事務受託業務  |
| その他の事業 | 受託システム開発業務、システム保守業務 |

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

| 会社における地位   | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                      |
|------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長    | 熊谷浩二 | 栄光信息技术（青島）有限公司 董事長<br>株式会社ビズライト・テクノロジー 代表取締役会長<br>栄光未来信息技术（上海）有限公司 董事長                            |
| 取締役        | 荒谷努  | 管理部長、システム企画室管掌<br>栄光信息技术（青島）有限公司 董事<br>栄光未来信息技术（上海）有限公司 監事                                        |
| 取締役        | 武田朋宜 | オペレーション部長、セットアップ部長、品質管理部長<br>栄光信息技术（青島）有限公司 董事<br>栄光未来信息技术（上海）有限公司 董事                             |
| 取締役        | 西田光志 | 株式会社W&Bay consulting 代表取締役<br>株式会社ジィ・シィ企画 社外取締役<br>株式会社デジタルガレージ 社外取締役                             |
| 取締役（監査等委員） | 井上晋一 | 井上晋一事務所 代表<br>株式会社FF 監査役<br>北海道商工業支援協同組合 監事                                                       |
| 取締役（監査等委員） | 小林董和 |                                                                                                   |
| 取締役（監査等委員） | 荒木俊和 | 弁護士法人ANSWERZ 社員<br>株式会社土屋ホールディングス 社外取締役（監査等委員）<br>一般社団法人北海道M&A協会 代表理事<br>公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団 評議員 |

- (注) 1. 取締役西田光志氏及び取締役（監査等委員）井上晋一氏、小林董和氏並びに荒木俊和氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）井上晋一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、社外取締役西田光志氏、井上晋一氏、小林董和氏及び荒木俊和氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役西田光志氏及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の上限額は法令に規定される最低責任限度額であります。

#### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役並びに監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### ④ 取締役の報酬等

##### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年8月23日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、同意を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等並びに非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

##### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、経済情勢、従業員給与の水準、及び企業価値の持続的な向上への貢献度等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

##### c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益率の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、期初に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、株式報酬の内容、数の算定方法、報酬等を与える時期及び条件については、都度取締役会において決定するものとする。

##### d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬と同様に役位、職責、当社の業績、経済情勢、従業員給与の水準、及び企業価値の持続的な向上への貢献度等を考慮し取締役会にて検討を行う。取締役会（もしくは「e」の委任を受けた代表取締役社長）は以下の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

基本報酬と業績連動報酬等の割合＝業績連動報酬等は基本報酬（年額）の30％以内

基本報酬と非金銭報酬等の割合＝非金銭報酬等は基本報酬（年額）の30％以内

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当領域の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し、監査等委員会の同意を得て決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は監査等委員会の同意を得て、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

ロ. 取締役の報酬等の総額

| 区 分                        | 報酬等の<br>総額（千円）     | 報酬等の種類別の総額（千円）     |             |            | 支給人員      |
|----------------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------|-----------|
|                            |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭報酬<br>等 |           |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 51,660<br>(2,760)  | 51,660<br>(2,760)  | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 5名<br>(1) |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 8,250<br>(8,250)   | 8,250<br>(8,250)   | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 3<br>(3)  |
| 合 計<br>（うち社外役員）            | 59,910<br>(11,010) | 59,910<br>(11,010) | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 8<br>(4)  |

- (注) 1. 上記には、2024年6月21日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年6月26日開催の株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第24期定時株主総会において、株式報酬の額として年額30,000千円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名であります。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年6月26日開催の株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役2名）です。

ハ．業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等にかかる業績指標は連結営業利益率であり、その実績は2.2%であります。当該指標を選択した理由は、当社の生産性を図る指標として適切であり、当社事業の性質上、生産性の維持・向上は重要であると判断したためであります。なお、当事業年度の業績連動報酬等は発生しておりません。

ニ．非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。なお、当事業年度の非金銭報酬等は発生しておりません。

ホ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長熊谷浩二に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各役員の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に監査等委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役西田光志氏は、株式会社W&Bay consultingの代表取締役、株式会社ジィ・シィ企画及び株式会社デジタルガレージの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）井上晋一氏は、井上晋一事務所の代表、株式会社FFの監査役及び北海道商工業支援協同組合の監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）荒木俊和氏は、弁護士法人ANSWERZの社員、株式会社土屋ホールディングスの社外取締役（監査等委員）、一般社団法人北海道M&A協会の代表理事及び公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団の評議員であります。当社は株式会社土屋ホールディングスから年末調整業務等を受託しております。また、他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

|                      | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                        |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>西田光志        | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要としては、主にこれまで培ってきた他社での会社経営の経験及び豊富な業務経験と知識を、社外取締役として当社の事業運営に反映していただいております。                                            |
| 社外取締役（監査等委員）<br>井上晋一 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会16回のうち16回に出席し、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要としては、主に公認会計士としての専門的見地から、その高い見識を当社経営の監督に反映していただいております。          |
| 社外取締役（監査等委員）<br>小林董和 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会16回のうち16回に出席し、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要としては、主にこれまで培ってきた他社での会社経営の経験及び豊富な業務経験と知識を、当社の監査等に反映していただいております。 |
| 社外取締役（監査等委員）<br>荒木俊和 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会16回のうち16回に出席し、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要としては、主に弁護士としての専門的見地から、その高い見識を当社の監査等に反映していただいております。       |

## (2) 会計監査人の状況

### ① 名称 瑞輝監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました三優監査法人は、2024年6月21日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### ② 報酬等の額

|                                     | 三優監査法人 | 瑞輝監査法人   |
|-------------------------------------|--------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | —      | 12,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 600千円  | 12,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### ③ 非監査業務の内容

当社は、三優監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である瑞輝監査法人への監査業務の引継ぎに係る費用を支払っております。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |           | 負 債 の 部               |           |
|-------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 科 目               | 金 額       | 科 目                   | 金 額       |
| 流 動 資 産           | 1,583,879 | 流 動 負 債               | 143,074   |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,350,918 | 買 掛 金                 | 24,102    |
| 売 掛 金             | 174,756   | 未 払 金                 | 21,510    |
| 製 品               | 1,430     | 未 払 法 人 税 等           | 14,732    |
| そ の 他             | 56,868    | そ の 他                 | 82,729    |
| 貸 倒 引 当 金         | △96       | 固 定 負 債               | 25,522    |
| 固 定 資 産           | 385,792   | 繰 延 税 金 負 債           | 25,522    |
| 有 形 固 定 資 産       | 78,504    | 負 債 合 計               | 168,596   |
| 建 物 附 属 設 備       | 28,767    | 純 資 産 の 部             |           |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 49,736    | 科 目                   | 金 額       |
| 無 形 固 定 資 産       | 222,699   | 株 主 資 本               | 1,750,273 |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 179,816   | 資 本 金                 | 564,284   |
| の れ ん             | 32,626    | 資 本 剰 余 金             | 399,199   |
| そ の 他             | 10,257    | 利 益 剰 余 金             | 786,824   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 84,588    | 自 己 株 式               | △36       |
| 繰 延 税 金 資 産       | 12,844    | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 50,801    |
| 敷 金               | 60,639    | 為 替 換 算 調 整 勘 定       | 50,801    |
| そ の 他             | 11,104    | 純 資 産 合 計             | 1,801,074 |
| 資 産 合 計           | 1,969,671 | 負 債 純 資 産 合 計         | 1,969,671 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

( 2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額     |             |
|-------------------------------|---------|-------------|
| 売 上 高                         |         | 2, 121, 744 |
| 売 上 原 価                       |         | 1, 532, 800 |
| 売 上 総 利 益                     |         | 588, 943    |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 542, 131    |
| 営 業 利 益                       |         | 46, 811     |
| 営 業 外 収 益                     |         |             |
| 受 取 利 息                       | 3, 714  |             |
| 受 取 手 数 料                     | 7, 451  |             |
| 助 成 金 収 入                     | 6, 191  |             |
| そ の 他                         | 855     | 18, 212     |
| 営 業 外 費 用                     |         |             |
| 支 払 利 息                       | 1, 249  |             |
| 為 替 差 損                       | 1, 579  |             |
| そ の 他                         | 476     | 3, 305      |
| 経 常 利 益                       |         | 61, 719     |
| 特 別 利 益                       |         |             |
| 負 の の れ ん 発 生 益               | 10, 511 | 10, 511     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 72, 230     |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 35, 277 |             |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △6, 262 | 29, 015     |
| 当 期 純 利 益                     |         | 43, 215     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 43, 215     |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 564,284 | 399,199   | 799,926   | △36     | 1,763,375   |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           | △56,317   |         | △56,317     |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |         |           | 43,215    |         | 43,215      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |           |         | —           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —         | △13,101   | —       | △13,101     |
| 当 期 末 残 高               | 564,284 | 399,199   | 786,824   | △36     | 1,750,273   |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                       | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------|
|                         | 為 替 換 算 調 整 勘 定       | その他の包括利益<br>累 計 額 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 56,155                | 56,155                | 1,819,530 |
| 当 期 変 動 額               |                       |                       |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                       |                       | △56,317   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |                       |                       | 43,215    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △5,353                | △5,353                | △5,353    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △5,353                | △5,353                | △18,455   |
| 当 期 末 残 高               | 50,801                | 50,801                | 1,801,074 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月23日

株式会社エコミック  
取締役会 御中

|        |             |
|--------|-------------|
| 瑞輝監査法人 |             |
| 北海道札幌市 |             |
| 指定社員   | 公認会計士 大浦 崇志 |
| 業務執行社員 |             |
| 指定社員   | 公認会計士 石橋 慶太 |
| 業務執行社員 |             |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エコミックの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エコミック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年 5月23日

株式会社エコミック  
取締役会 御中

|        |             |
|--------|-------------|
| 瑞輝監査法人 |             |
| 北海道札幌市 |             |
| 指定社員   | 公認会計士 大浦 崇志 |
| 業務執行社員 |             |
| 指定社員   | 公認会計士 石橋 慶太 |
| 業務執行社員 |             |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エコミックの2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人瑞輝監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人瑞輝監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社エコミック 監査等委員会

監 査 等 委 員 井 上 晋 一 ㊞

監 査 等 委 員 小 林 董 和 ㊞

監 査 等 委 員 荒 木 俊 和 ㊞

（注）監査等委員井上晋一、小林董和及び荒木俊和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上